



新潟県

～男女平等をめざし、共に参画できる社会づくりに向けて～

# 「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」

あ ら ま し



新 潟 県

## 目次

目次	1
はじめに	1
条例の構成	2
条文の解説	3
新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例(全文)	15
男女共同参画社会基本法(全文)	17

### はじめに

多様化するライフスタイルや少子高齢化の進展など、社会経済情勢が激しく変化する21世紀を迎え、男女がすべて人として平等な存在として、互いの人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を最大限に発揮できる、男女平等社会を実現することが緊要な課題となっています。

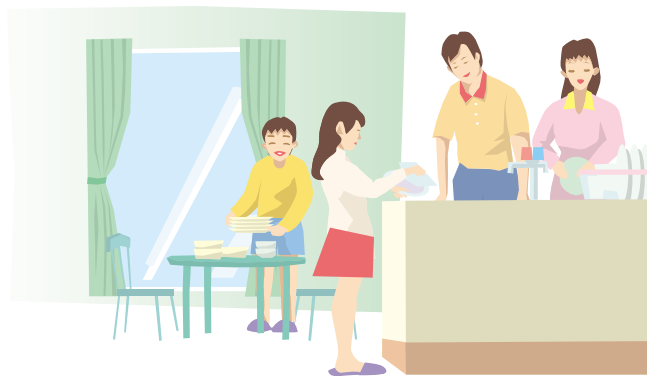
これまで新潟県では、男女平等社会の形成に向けた施策を、総合的・体系的に推進する指針として、「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」を平成13年3月に策定するなど「男女平等をめざし、共に参画できる社会づくり」に向けて取り組んできました。

しかし、今もなお社会の様々な分野で、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく制度や慣行が残っています。

そこで、新潟県では新たに「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、平成14年4月から施行しました。この条例は、男女平等社会の形成に関する基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることによって、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に進めることを目的としています。

今後は、この条例に基づき、県民および事業者のみならず、また、市町村や国と連携して、男女平等社会の形成を推進していきたいと考えております。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。



## 基本理念

県、県民のみなさん、事業者のみなさん全てが大切にしていきたい考え方です。

- |                           |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| 1 男女の人権の尊重                | 4 家庭生活とその他の活動の両立         |
| 2 男女の社会活動を自由に選択できる社会制度や慣行 | 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重 |
| 3 政策・方針の立案及び決定への共同参画      | 6 国際社会の動きとの協調            |

## 責 務

### 県は…

- ・男女平等社会づくりを進めるための施策を総合的に策定・実施します。
- ・県民のみなさん、事業者のみなさん、市町村および国と連携して、男女平等社会づくりに取り組みます。

### 県民のみなさんは…

- ・職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる場で、積極的に男女平等社会づくりを進めていきましょう。
- ・県が実施する男女平等社会づくりへの協力をお願いします。

### 事業者のみなさんは…

- ・自らの事業活動の中で、積極的に男女平等社会づくりに努めましょう。
- ・県が実施する男女平等社会づくりへの協力をお願いします。

## ●差別的取扱いの禁止等

## ●公衆に表示する情報の留意

## 施策の基本となる事項

男女平等社会の形成に関して、次のように施策を推進していきます。

- |                                    |  |
|------------------------------------|--|
| ● 基本的計画の策定と公表                      | ● 県の附属機関委員の男女構成の均衡   |
| ● 広報啓発活動等                          | ● 相談、苦情への適切な対応   |
| ● 男女平等意識を育む教育の推進                   | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;">                     性別による差別的な取扱いなどについて、県民や事業者のみなさんからの相談をお受けする男女平等推進相談員を平成14年8月から設置します。                 </div> |
| ● 産業分野での男女の能力の発揮、<br>適正な評価のための環境整備 |  |
| ● 市町村との協力、県民等の活動への支援               |  |

# 男女平等社会の形成

## 「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」

### 第1章 総 則

#### (目的)

**第1条** この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会の形成 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (基本理念)

**第3条** 男女平等社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接であると間接であるとを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女平等社会の形成は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。

3 男女平等社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女平等社会の形成は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女平等社会の形成は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女平等社会の形成の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女平等社会の形成は、当該取組を勘案して行われなければならない。

## 名称について

- 「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)の基本的考え方は、男女共同参画とは、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成を目指すものである、とされています。本県の条例では、この基本法の、男女共同参画社会の形成を通じて男女平等の達成を目指す、という趣旨をより明確に打ち出すために、標記の名称を使用しています。

## 条例の内容

### 1 目的

- 男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進する、というこの条例の目的を定めています。

### 2 定義

- この条例の基本的な用語についての定義を示しています。
  - ・「男女平等社会の形成」
  - ・「積極的改善措置」

### 3 基本理念

- ★ この条例の目的である男女平等を推進するための基本理念を定めています。

#### ○第1項 (男女の人権の尊重)

尊重されるべき人権の考え方として、個人として尊重されること、直接・間接を問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、個人としての能力発揮の機会が確保されること、の3つを示しています。

「男女の人権の尊重」は、男女平等社会の形成の推進に当たって最も基本となる理念であり、第2号以下の基本理念の根底をなすものです。

#### ○第2項 (社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を妨げないようにすること)

「女だから、男だから」という固定的な役割分担意識に由来する社会制度や慣行が、社会における活動の自由な選択を妨げ、男女平等社会の形成の阻害要因とならないようにすることが必要であることを規定しています。

#### ○第3項 (政策又は方針の立案及び決定への共同参画)

地方公共団体や企業などの組織に、単に構成員として加わるだけでなく、政策や方針の企画立案や決定に、男女共に積極的、主体的に関与することが必要であることを規定しています。

#### ○第4項 (家庭生活とその他の活動の両立)

子の養育や家事・介護等の、家庭生活の多くが女性によって担われている現状を踏まえ、男女が互いの協力と責任の分担、及び社会の支援の下に、家庭生活と職業生活その他の社会生活を、両立して行うことができるようにすることが必要であることを規定しています。

#### ○第5項 (生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重)

人々は、性別を問わず生涯、身体的、精神的、及び社会的に健康であることの必要性を規定しています。とりわけ女性は妊娠や出産など男性とは異なる健康上の問題に直面することがあるため、自分の体や健康についての自らの判断が尊重され、生涯にわたって健康を享受できるようにすることが必要です。

#### ○第6項 (国際社会における取組の勘案)

男女平等社会の形成に向けての取組は、国内のみならず、国際社会の動向にも十分留意して進める必要があることを規定しています。

## (県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するに当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

## (県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## (事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## (差別的取扱いの禁止等)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、配偶者等及び配偶者等であった者に対し、暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

## (公衆に表示する情報の留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、前条に規定する行為を助長する表現を行わないよう努めなければならない。



## 4 責 務

★ 男女平等社会の形成の推進に当たって、県、県民及び事業者がそれぞれの立場で果たすべき役割について定めています。

### ○第4条（県の責務）

県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を総合的に策定し、実施すること、また、施策の実施に当たっては県、県民、事業者、市町村、及び国と連携して取り組むこととしています。  
 なお、男女平等社会の形成の推進に関する施策には、「積極的改善措置」が含まれます。

### ○第5条（県民の責務）

男女平等社会の形成を推進するためには、県民の役割が重要であることから、職域、学校、地域、家庭などの社会のあらゆる分野で、県民自らが積極的に寄与し、県の実施する施策に協力するよう努めることを、その責務として明らかにしています。

### ○第6条（事業者の責務）

事業者は、社会経済活動の中で重要な役割を果たし、特に雇用の場などに大きな影響を及ぼします。このため、あえて県民の責務とは区別して、その責務を明らかにしています。  
 なお、事業者とは、営利・非営利を問わず、事業を行う全ての法人及び個人を含みます。

## 5 差別的取扱いの禁止等

○ 性別を理由とする差別的な取扱いやセクシュアル・ハラスメント、配偶者等に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動は、個人の人権を侵害する反社会的な行為であり、この条件の基本理念の根底をなす「男女の人権の尊重」に反するものです。

第7条では、これらの行為を禁止し、第8条では、公衆に表示する情報ではこれらの行為を助長する表現を行わないよう定めています。



## 第2章 基本的施策

### (基本計画)

- 第9条** 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
  - 3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

- 第10条** 県は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等社会の形成に配慮しなければならない。

### (広報、啓発活動等)

- 第11条** 県は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### (教育の推進)

- 第12条** 県は、学校教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識を育む教育を推進するものとする。

### (産業の分野における環境の整備)

- 第13条** 県は、あらゆる産業の分野において、男女が性別にかかわらず能力を発揮でき、かつ、適正に評価されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

### (財政上の措置)

- 第14条** 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (推進体制の整備)

- 第15条** 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

### (年次報告)

- 第16条** 知事は、毎年、男女平等社会の形成の推進に関する施策の推進状況等についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

### (調査及び研究)

- 第17条** 県は、男女平等社会の形成の推進に関して必要な調査及び研究を行うものとする。

## 1 基本計画

- 「基本法」で都道府県に策定の義務が課せられている「基本計画」を定めるに当たっての手續等を定めています。

具体的には、「基本計画」を定めるに当たっては、県民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずること、審議会の意見を聴くこと、基本計画を定めたときはこれを公表すること、また「基本計画」の内容を変更するときも上記と同様の手續を踏むこと、としています。

なお、県では平成13年3月に「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」(平成13年度～平成17年度)を定めていますが、このプランが「基本計画」にあたります。

## 2 県の実施する施策等

- ★ この条例の規定する基本理念にのっとり、県が行う様々な施策等を進める際の基本となる考え方を定めています。

### ○第10条 (施策の策定等に当たっての配慮)

県の実施する施策は、直接的に男女平等社会の形成を推進する施策だけでなく、間接的にこれに影響を及ぼすものも数多くあります。このため、これらの施策を策定、実施するに当たっては、男女平等社会の形成に配慮しなければならない旨を定めています。

### ○第11条 (広報、啓発活動等)

男女平等社会の形成を推進するため、広報、啓発活動等を通じて、基本理念への理解を深めるようとりはからわなければならない旨を定めています。

### ○第12条 (教育の推進)

一般的な広報啓発活動とは別に、学校教育及び社会教育等の分野でも、男女平等意識を育む教育を推進する旨を定めています。

### ○第13条 (産業の分野における環境の整備)

男女平等社会の形成に当たっては、産業分野で、男女が性別にかかわらず持てる能力を発揮でき、かつ、適正に評価されることが重要であることから、そのために必要な環境の整備に努める旨を定めています。

### ○第14条 (財政上の措置)

施策の実施に当たっては、予算等が必要となりますので、必要な財政上の措置を講ずるよう努める旨を定めています。

### ○第15条 (推進体制の整備)

県の実施する施策を効果的に進めるため、必要な推進体制の整備に努める旨を定めています。

### ○第16条 (年次報告)

「基本計画」(男女平等推進プラン)で定めた施策の推進状況などについての報告書を毎年作成し、公表する旨を定めています。

### ○第17条 (調査及び研究)

男女平等社会の形成の推進に関する施策を適切に策定するため、必要な調査や研究を行う旨を定めています。

## (市町村との協力)

**第18条** 県は、市町村が行う男女平等社会の形成の推進に関する施策の策定及び実施に協力するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (県民等の活動に対する支援)

**第19条** 県は、男女平等社会の形成の推進に関し、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (報告の徴収等)

**第20条** 知事は、事業者に対し、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告を取りまとめ、公表することができる。

## (附属機関における委員の構成)

**第21条** 県は、附属機関の委員の選任に当たっては、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。



## ○第18条（市町村との協力）

男女平等社会の形成に当たっては、住民と最も身近な市町村の取組みが重要であることから、県は、施策の策定及び実施について情報を提供するなど、積極的な協力を行う旨を定めています。

## ○第19条（県民等の活動に対する支援）

男女平等社会の形成に当たっては、県民及び事業者の積極的な取組みが不可欠であり、県は、情報の提供等によりその活動の支援を行う旨を定めています。

## ○第20条（報告の徴収等）

男女平等社会の形成に当たっては、雇用等の分野における取組みが重要であることから、全体的な推進状況を把握することができるようにするため、報告を求めることができる旨を定めたものです。

なお、本条で求める報告や、その内容の公表については、全体的な推進状況を明らかにすることを目的としており、特定の事業者を対象として個々に行おうとするものではありません。

## ○第21条（附属機関における委員の構成）

男女が社会の対等な構成員として、政策の立案・決定に共同して参画する機会を確保するため、県の附属機関(各種審議会等)の委員の選任に当たっては、男女の委員数の均衡を図るよう努める旨を定めています。

なお、当面の目標としては、平成17年度末までに女性委員の比率を30%に引き上げることを掲げています。(平成13年12月現在23.3%)



## (相談の申出)

**第22条** 県民及び事業者は、性別による差別的な取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する行為についての相談を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による相談の申出について、必要に応じて関係行政機関等と連携して適切な処理に努めるものとする。

3 知事は、第1項の規定による相談の申出に応ずるため、男女平等推進相談員を置くものとする。

4 知事は、第1項の規定による相談の申出のうち特に必要があると認めるものについては、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。

## (施策に関する苦情の申出)

**第23条** 県民及び事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策又は男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を県に申し出ることができる。

2 県は、前項の規定による苦情の申出を処理するに当たって必要があると認めるときは、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。



### 3 相談の申出

- 性別を理由とする差別的な取扱いなど男女平等社会の形成を阻害する行為があったときは、県民及び事業者の申し出を受け、知事が適切な処理に努める旨を定めています。  
また、知事は、相談の申し出に応ずるため、「男女平等推進相談員」を置くこと、及び特に必要があると認める場合は審議会の意見を聴くこととしています。
- 「性別を理由とする差別的な取扱いなど男女平等社会の形成を阻害する行為」とは、第7条(差別的取扱いの禁止等)で禁止している行為などを指します。
- 「男女平等推進相談員」は、平成14年8月1日から設置されます

### 4 施策に関する苦情の申出

- 県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策等に対して、県民及び事業者から苦情(意見、提案など)の申出があった場合は、必要に応じて審議会の意見を聴きながら、適切な処理を行う旨を定めています。



## 第3章 新潟県男女平等社会推進審議会

### (設置等)

**第24条** この条例によりその権限に属させられた事項その他男女平等社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議させるため、新潟県男女平等社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について、知事に意見を述べることができる。

### (組織)

**第25条** 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に定めるところにより、知事が任命する。

- (1) 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないこと。
- (2) 一部の委員は、公募に応じた者とする。

### (任期)

**第26条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

**第27条** 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

### (会議)

**第28条** 審議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

**第29条** 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

### (公開)

**第30条** 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会は、個人に関する情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に著しい支障が生ずると認める場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

### (庶務)

**第31条** 審議会の庶務は、県民生活・環境部において行う。

### (委任)

**第32条** この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

- 男女平等社会の形成の推進に関する諮問機関として、審議会を設置する旨を定めています。  
審議会は、知事の諮問等に応じて「基本計画」の策定、変更に当たって意見を述べること（第9条）、相談の申出及び施策に関する苦情の申出について必要に応じて意見を述べること（第22条及び第23条）、及び男女平等社会の形成の推進に関する重要事項について意見を述べること（第24条第1項）の他、諮問を待たずに提言等を行うことができます。（第24条第2項）
- 審議会の委員については、20人以内で組織することとし、男女共同参画の観点から、男女いずれか一方の委員数が委員総数の10分の4未満としないようにする旨を定めています。また、広く県民各層の意見を反映するため、委員の一部について公募制を採用しています。（第25条）
- その他委員の任期や会議の運営等に係る事項を定めています。（第26条～第32条）
- 審議会は、平成14年8月1日から設置されます。



## 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則(第1条—第8条)

#### 第2章 基本的施策(第9条—第23条)

#### 第3章 新潟県男女平等社会推進審議会(第24条—第32条)

#### 第4章 雑則(第33条)

#### 附則

平成14年3月28日公布  
新潟県条例第13号

男女は、すべて人として平等な存在であり、性別による差別的な取扱いを受けることなく、その人権を尊重されなければならない。そして、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な連携の下、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。しかしながら、今なお社会の様々な分野で、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく制度や慣行が根強く残っている。

本県においては、女性の就業率が高く、県内産業の重要な担い手となっているにもかかわらず、意思決定の場への女性の参画の割合が低い実態が見られる。

このような状況に加え、少子高齢化が急速に進展するなど社会経済情勢が激しく変化する時代を迎え、男女が、互いの人権を尊重し、協力し合い、性別にかかわらず、その個性と能力を最大限に発揮できる男女平等社会の形成が緊要な課題となっている。

ここに私たちは、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを決意して、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会の形成 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (基本理念)

- 第3条** 男女平等社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接であると間接であるとを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女平等社会の形成は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女平等社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女平等社会の形成は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女平等社会の形成は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女平等社会の形成の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女平等社会の形成は、当該取組を勘案して行われなければならない。

#### (県の責務)

**第4条** 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女平等社会の形成の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するに当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

#### (県民の責務)

**第5条** 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

**第6条** 事業者は、その事業活動に関し、基本理念のっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (差別的取扱いの禁止等)

**第7条** 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

3 何人も、配偶者等及び配偶者等であった者に対し、暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

#### (公衆に表示する情報の留意)

**第8条** 何人も、公衆に表示する情報において、前条に規定する行為を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

### 第2章 基本的施策

#### (基本計画)

**第9条** 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

# 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例(全文)

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第10条** 県は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等社会の形成に配慮しなければならない。

(広報、啓発活動等)

**第11条** 県は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育の推進)

**第12条** 県は、学校教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識を育む教育を推進するものとする。

(産業の分野における環境の整備)

**第13条** 県は、あらゆる産業の分野において、男女が性別にかかわらず能力を発揮でき、かつ、適正に評価されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

**第14条** 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

**第15条** 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

(年次報告)

**第16条** 知事は、毎年、男女平等社会の形成の推進に関する施策の推進状況等についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査及び研究)

**第17条** 県は、男女平等社会の形成の推進に関して必要な調査及び研究を行うものとする。

(市町村との協力)

**第18条** 県は、市町村が行う男女平等社会の形成の推進に関する施策の策定及び実施に協力するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

**第19条** 県は、男女平等社会の形成の推進に関し、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収等)

**第20条** 知事は、事業者に対し、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告を取りまとめ、公表することができる。

(附属機関における委員の構成)

**第21条** 県は、附属機関の委員の選任に当たっては、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(相談の申出)

**第22条** 県民及び事業者は、性別による差別的な取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する行為についての相談を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による相談の申出について、必要に応じて関係行政機関等と連携して適切な処理に努めるものとする。

3 知事は、第1項の規定による相談の申出に応ずるため、男女平等推進相談員を置くものとする。

4 知事は、第1項の規定による相談の申出のうち特に必要があると認めるものについては、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。

(施策に関する苦情の申出)

**第23条** 県民及び事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策又は男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を県に申し出ることができる。

2 県は、前項の規定による苦情の申出を処理するに当たって必要があると認めるときは、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。

## 第3章 新潟県男女平等社会推進審議会

(設置等)

**第24条** この条例によりその権限に属させられた事項その他男女平等社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議させるため、新潟県男女平等社会推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

**第25条** 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に定めるところにより、知事が任命する。

(1) 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないこと。

(2) 一部の委員は、公募に応じた者とする。

(任期)

**第26条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第27条** 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

**第28条** 審議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第29条** 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(公開)

**第30条** 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会は、個人に関する情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に著しい支障が生ずると認める場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

**第31条** 審議会の庶務は、県民生活・環境部において行う。

(委任)

**第32条** この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第4章 雑則

(委任)

**第33条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第9条、第22条、第23条及び第3章の規定は、同年8月1日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)  
改正 平成11年7月16日法律第102号  
平成11年12月22日 同 第160号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則(第1条—第12条)

#### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

#### 第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にの

とり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定め

るものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(施策の策定等に当たっての配慮)

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。  
(国民の理解を深めるための措置)

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。  
(苦情の処理等)

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。  
(調査研究)

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。  
(国際的協調のための措置)

**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。  
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第3章 男女共同参画会議 (設置)

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。  
(所掌事務)

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。  
二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。  
三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。  
四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。  
(組織)

**第23条** 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。  
(議長)

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。  
(議員)

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。  
一 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者  
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。  
(議員の任期)

**第26条** 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。  
(資料提出の要求等)

**第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。  
(政令への委任)

**第28条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。  
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第2条** 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。  
(経過措置)

**第3条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第2項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。  
[第4条 総理府設置法の一部改正 略]

**附 則**（平成11年7月16日法律第102号） [抄]  
(施行期日)

**第1条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日  
(委員等の任期に関する経過措置)

**第28条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定に関わらず、その日に満了する。

一から十まで [略]

十一 男女共同参画審議会 [後略]  
(別に定める経過措置)

**第30条** 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則**（平成11年12月22日法律第160号） [抄]  
(施行期日)

**第1条** この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。[後略]



## 新潟県 県民生活・環境部 男女平等社会推進課

〒950-8570 新潟市新光町4番地1

Tel : 025-285-5511 (内線2491~2494)

Tel : 025-280-5141・5142 (ダイヤルイン)

Fax : 025-283-5879

e-mail : danjo@mail.pref.niigata.jp

ホームページ : <http://www.pref.niigata.jp/danjo/>